

令和3年8月31日
水管理・国土保全局
水資源部 水資源計画課

筑後川水系における水資源開発基本計画の一部変更について

「筑後川水系における水資源開発基本計画[※]」の一部変更について、本日、閣議決定を経て、国土交通大臣が決定しました。

※水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる計画で、水資源開発促進法に基づき全国で6計画（利根川水系及び荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系）を策定。

【概要】

水資源開発促進法に基づく「筑後川水系における水資源開発基本計画」について、^{こいしわらがわ}小石原川ダム建設事業に係る記載内容を変更する必要が生じたため、一部変更を行いました。

具体的には、小石原川ダム建設事業の予定工期について、次のとおり変更しました。

平成4年度から平成31年度まで → 平成4年度から令和10年度まで
ただし、概成は令和元年度

なお、同事業については、現行計画どおり令和元年度に概成（工事完成）し、令和2年4月より供用開始しております。

<参考>

一部変更の詳細については、以下の国土交通省ホームページに掲載しています。

- ・第22回国土審議会水資源開発分科会

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s102_mizushigen01.html

<問い合わせ先>

水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課

企画専門官 中村（内線31203）、課長補佐 尾畑（内線31224）

TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8387（夜間直通） FAX：03-5253-1582